

宿泊サービス「湯の里 湖畔」
重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名：サインポスト合同会社

所在地：〒699-0202 島根県松江市玉湯町湯町 334 番地 39

代表者：代表社員 福間 拓司

電話番号：0852-62-8181

FAX 番号：0852-62-8191

2. 宿泊サービス事業者

事業者名：宿泊サービス「湯の里 湖畔」

所在地：〒699-0202 島根県松江市玉湯町湯町 334 番地 39

管理者：川津 考洋

電話番号：0852-62-8181

FAX 番号：0852-62-8191

3. 事業の目的と運営方針

目的：利用者の心身の状況や家族の事情により、一時的に居宅での日常生活が困難な方に対し、
宿泊サービスを提供します。

運営方針：

- (1) 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- (2) 可能な限り自立した日常生活を継続できるよう、排泄・食事等の介護や日常生活上の世話を提供します。
- (3) 居宅サービス計画に沿って宿泊サービスを提供し、指定居宅介護支援事業者と必要な連携を行います。
- (4) 建築基準法、消防法、労働基準法その他の法令を遵守します。

4. 従業者に関する事項

責任者：1 名

従業員：9 名（常時 1 人以上配置）

5. 利用定員、建物に関する事項

利用者定員：5 名

宿泊サービス居室面積：7.43 m²

利用日数上限：1 ヶ月 30 日まで（30 日以上の利用は要相談）

建物構造：鉄骨造、1 階建て

主な設備：

食堂兼機能訓練室：77.92 m²

静養室：10.60 m²

相談室：6.93 m²

個浴浴槽：1 基

車椅子対応トイレ：2 箇所

送迎車両：車椅子対応 2 台

消防設備：自動火災報知設備、自動火災通報装置、スプリンクラー設備、消火器、誘導灯

6. 利用料金（税込）

宿泊料金：1 泊 330 円

食事代：

朝食：1 食 432 円

夕食：1 食 648 円

洗濯費用：1 日滞在毎に 110 円

通院及び入退院援助費用：1 時間毎に：1,320 円

手指消毒液、介護衛生用手袋費用：1 日滞在毎に 55 円

温泉入浴費：1 日滞在毎に 55 円

7. 利用料金の支払い

- (1) 利用者は、サービスの対価として、前項に定める利用料金を基に計算された月毎の合計額を事業者に支払うものとします。
- (2) 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付けて翌月 15 日までに利用者へ送付するものとします。
- (3) 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月の末日までに指定の方法で事業者へ支払うものとします。
- (4) 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行するものとします。

8. 宿泊サービスの概要

提供サービス：排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話

食事時間：朝食：8 時 00 分～9 時 00 分

夕食：17 時 30 分～18 時 30 分

連携体制：要介護認定を受けた契約者の主治医や指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

9. 協力医療機関

医療機関名：医療法人 奥村医院

所在地：島根県松江市玉湯町湯町 956

連絡先：TEL：0852-62-0418、FAX：0852-66-0850

10. 宿泊サービス利用に関する要件

- (1) 要介護 1 から要介護 5 の要介護認定者
- (2) 食事が経口摂取可能な者

11. 身元保証人について

契約者が医療機関を受診する場合、受診手続きが円滑に進行するようご協力いただきます。

契約者の利用料等の費用負担について、契約者と連帯して支払いの責任を負っていただきます。

12. 契約の解除

- (1) 利用者は、事業者に対して 1 週間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知であっても契約を解除することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して 1 か月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、契約を解除することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

事業者が守秘義務に違反した場合

事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

事業者が倒産した場合

- (4) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

利用者がサービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合

利用者が身体又は精神疾患等により、適切な宿泊サービスを受けることが著しく困難となった場合